

第1章 計画の前提

1. 将来人口

2060年(令和42年)に80,000人を目指す

2020年(令和2年)に実施した国勢調査の結果では、本市の人口は87,864人となっており、これまでは増加傾向にありましたが、2023年(令和5年)12月に公表された国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口(以下、「国推計」と言う)では、2025年(令和7年)以降は減少傾向となり、2050年(令和32年)に概ね人口8万人となる推計結果が示されました。

これまで本市では、人口維持を目的に出生率の上昇と子育て世代の流出抑制のための各種施策を展開してきました。しかしながら、合計特殊出生率、出生数ともに低下し、狙い通りの結果を得ることはできませんでした。一方、子育て世代の流出抑制については、「0～4歳」から「5～9歳」の流出は半減、「5～9歳」から「10～14歳」は流入が流出を上回る結果となり流出抑制に成功しました。加えて、20歳代前半の流入超過が大きく見られ、想定していなかったプラスの効果が発現しました。

本市のこれまでの人口増加は、当初計画していたような、出生率の上昇と出生数の増加を促し、少子化に歯止めをかけることで実現できたものではなく、出生数は低下し続けるものの、子育て世帯の流出抑制や外国人を含む20歳代前半の想定を上回る流入があったために実現しています。

この20歳代前半の流入は、市内に良質な働く場や住環境があることで転入につながったものと考えられます。しかし、全国的に人手不足が懸念されていること、外国人の転入は国内外の経済動向や為替レートなどに大きく影響されることもあり、今後もこれまでと同様に20歳代前半の流入が続くことを期待するのは厳しい状況となっています。

このように、全国的に見ても深刻な人口減少が進む中、本市における人口減少も避けられない状況です。

人口はまちの活力そのものであり、人々が集まり、多様な文化や価値観が交わることで、社会活動や地域経済が活性化します。また、生活に必要な教育や医療、商業などのサービス、快適な住環境を持続させていくためにも人口の確保は非常に重要です。

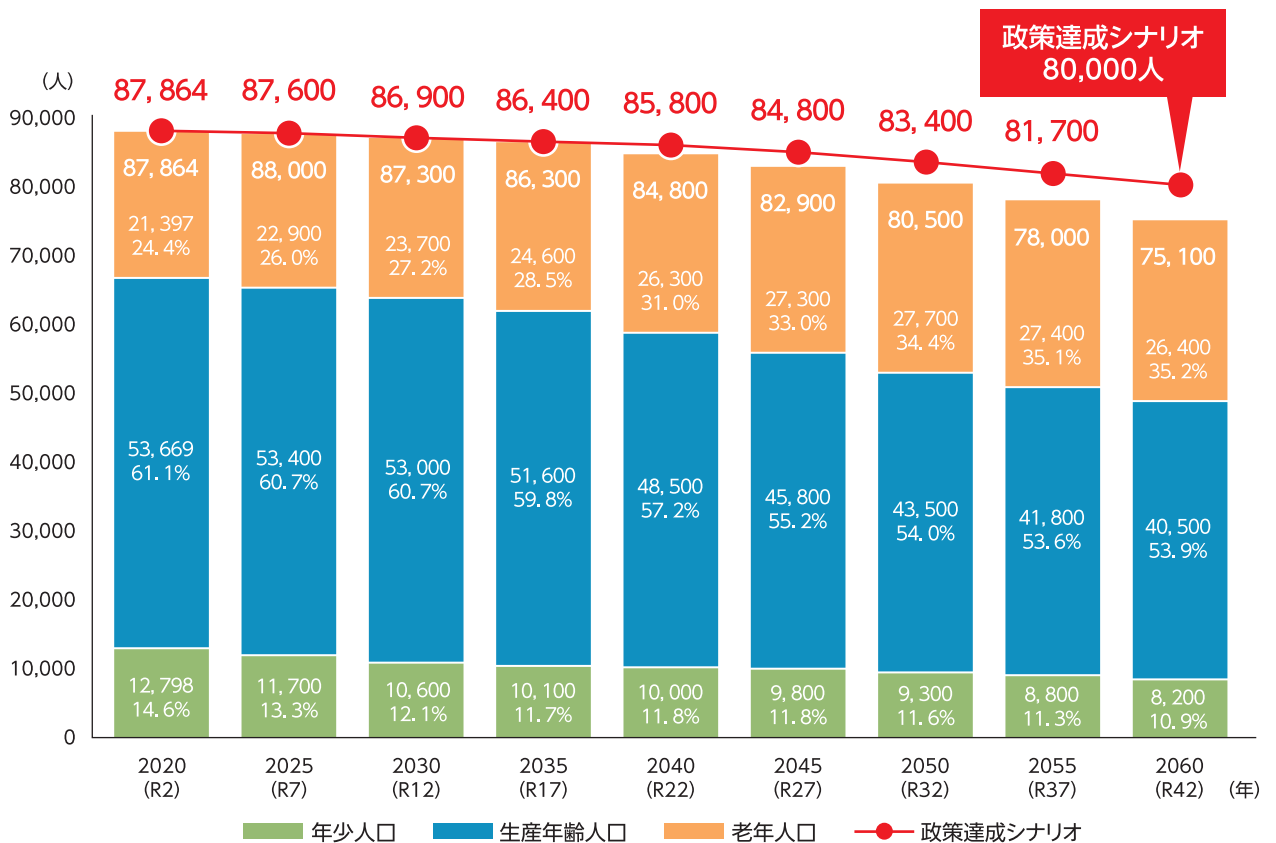
このため、本市では、これまでの施策が継続されることによる^{すうせい}趨勢推計として、国が行った推計を「基本シナリオ」として位置付けつつ、人口減少を抑制することで達成される「政策達成シナリオ」を本市における目標人口として位置付けて、2060年(令和42年)に80,000人を維持することを目指して様々な施策を推進していきます。

基本シナリオにおける3区分別人口と政策達成シナリオ(目標人口)の推移

「基本シナリオ」では、2050年(令和32年)に概ね人口8万人となりますが、「政策達成シナリオ(目標人口)」における人口減少の抑制を実現することで、人口がより緩やかに減少し、2060年(令和42年)に8万人となることを目指しています。

この「政策達成シナリオ(目標人口)」は、人口減少を抑制する施策が強化されることを前提に、ファミリー層の転出入の均衡を維持し、出生率を回復させつつ、外国人市民が今後も比較的緩やかに増加することを想定した推計です(「基本シナリオ」を下回る場合は、同シナリオと同値)。

なお、「基本シナリオ」を3区分別で見た場合、年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15～64歳)は一貫して減少し、2060年(令和42年)にはそれぞれ約8,200人、約40,500人になるなど、2020年(令和2年)比で約6～7割に減少することが見込まれています。一方、老年人口(65歳以上)は、2050年(令和32年)に増加のピークを迎えた後、減少に転じるものの、2060年(令和42年)には約26,400人になるなど、2020年(令和2年)比で2割以上の増加が見込まれています。



シナリオ別人口推計の算出方法

区分	基本シナリオ	政策達成シナリオ(目標人口)
人口	2020年(令和2年) 国勢調査(不詳補完結果)	2020年(令和2年)住民基本台帳
生残率	国推計のとおり	国推計のとおり
出生性比	国推計のとおり	本市の直近過去5年実績の平均値 [2017年～2021年(平成29～令和3年)]
移動率	国推計のとおり	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民基本台帳人口における過去2期の実績 <ol style="list-style-type: none"> ① 2010年～2015年(平成22年～平成27年) ② 2015年～2020年(平成27年～令和2年) ● 子育て世代の移動は、2030年(令和12年)以降、転出転入を均衡させる
出生率	国推計のとおり	<ul style="list-style-type: none"> ● 本市の合計特殊出生率の直近過去5年実績 2017年～2021年(平成29年～令和3年) ● 合計特殊出生率は、2035年(令和17年)までに希望出生率1.84に到達できるよう段階的に引き上げ、その後1.84で一定にする



2. 財政見通し

1. 財政見通しの基本的な考え方

本市は、2021年度(令和3年度)からこれまで、第2次袋井市総合計画後期基本計画に基づき、まちの将来像「活力と創造で未来を先取る日本一健康文化都市」の実現に向けて、健全な財政運営に配慮しつつ着実にまちづくりを進めてきました。

この間、市民生活の向上が図られた一方で、財政面では少子高齢化の進行に伴う扶助費の増加をはじめ、生産年齢人口の減少に伴う人件費の上昇や物価高騰に伴う物件費の上昇等により、令和6年度決算では経常収支比率が95%となり、硬直化が進んでいます。また、実質単年度収支も2023年度(令和5年度)から2年連続で赤字となるなど、予断を許さない状況となっています。さらに、今後も、人口減少や公共施設の老朽化、災害への対策といった大きな課題への対応が継続し、本市の財政運営はますます厳しい状況となることを見込まれます。

このような中、財政の健全性を維持しながら、第3次袋井市総合計画前期基本計画に掲げたまちの発展のための投資をはじめ、産業振興やGX(グリーントランスフォーメーション)¹¹の推進、子育て・教育環境の充実、自治体DX(デジタルトランスフォーメーション)¹²の実現など、次の時代に必要な諸施策を着実に推進していくためには、これまでも増して、財源の積極確保や経営資源の有効活用に努めていく必要があります。

この財政見通しは、こうした状況下においても確かな市政運営が図られるよう、行政経営方針の理念の下、次の5つの項目を財政健全化の取組と定め、これらの効果を反映し作成したものです。

¹¹ 温室効果ガスの排出削減と経済成長の両立に向けた社会変革の取組のこと

¹² 「DX」とは、デジタル技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることで、「自治体DX」とは、行政手続のデジタル化や行政内部のデータ連携などを通じて住民の利便性向上と業務効率化を図ること

▶ 財政健全化の取組**① 全事業の見直し**

市に裁量がある事業を中心とした事業見直しによる歳出抑制や特定財源の積極的な活用による財源効率の向上などにより、歳入歳出の一体的な見直しに努めます。

② 人件費の適正化

業務削減による時間外勤務手当の縮減や会計年度任用職員を含めた職員数の適正管理などにより、人件費の適正化に努めます。

③ 公共施設マネジメントの推進

施設の統廃合や廃止による施設保有量の適正化や個別施設計画に基づく施設の長寿命化によるランニングコストの抑制などにより、長期的な視点を持って公共施設等の総合的かつ計画的な管理に努めます。

④ 自主財源の確保

ふるさと納税の継続的な推進はもとより、市有財産の利活用による稼ぐ視点の強化などにより、自主財源の確保に努めます。

⑤ 受益者負担の適正化

事業の実施目的やコストに見合った公平・公正な負担の設定に努めます。



健全財政確保のための目標

健全財政確保のため、上記5つの取組成果を本市独自の4つの目標で確認しながら財政運営を確実なものとしていきます。

目標
1

経常収支比率¹³は92%未満とする。

財政構造の弾力性を測定する指標で、低ければ低いほど財政運営の柔軟性があり、政策的に使えるお金が多くあることを示します。

目標
2

基金残高(財政調整基金+減債基金)は、20億円以上とする。

経済状況等の著しい変動に伴う収支減など財源が著しく不足する場合に備える財政調整基金と、市債償還に必要な財源とするための減債基金の残高合計です。

目標
3

実質的なプライマリーバランス¹⁴の黒字を維持する

地方債の発行・元金償還額から、それぞれの普通交付税への算入措置額(国の財政支援額)を除いた発行額と元金償還額のバランスを示すもので、黒字(発行額が元金償還額以下)であれば将来的な公債費負担が減少します。

目標
4

実質単年度収支¹⁵を2年連続で赤字にしない。

単年度の収支から、財政調整基金への積立や地方債の繰上償還などの黒字要素と財政調整基金からの繰入などの赤字要素を加減したもので、単年度の実質的な黒字・赤字を示します。

¹³ 地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合のこと

¹⁴ 社会保障や公共事業をはじめ様々な行政サービスを提供するための経費(政策的経費)を、収支等で賄えているかどうかを示す指標のこと

¹⁵ 単年度収支から、実質的な黒字要素(財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額)を加え、赤字要素(財政調整基金の取崩し額)を差し引いた額のこと

2. 財政見通しの推計条件

	区分	推計方法
歳入	市税	● 令和7年度決算見込額を基に、内閣府試算(2025年8月7日)による名目経済成長率(近年の動向を踏まえた推移、「過去投影ケース」と言う)や固定資産税の評価替え(2027年度、2030年度)等を勘案し推計。
	地方譲与税	● 令和7年度決算見込額と同程度で推移するものと推計。
	県税交付金	● 地方消費税交付金は、令和7年度決算見込額を基に、国の試算による名目経済成長率(過去投影ケース)を参考に推計。 ● その他の交付金は、令和7年度決算見込額と同程度で推移するものと推計。
	地方交付税	● 普通交付税 基準財政収入額は、令和7年度決定額を基に市税・県税交付金等の推移を反映し推計。基準財政需要額は、令和7年度決定額を基に個別算定経費における扶助費・社会保障関連繰出金や地方債の状況を反映し推計。包括算定経費は令和7年度決定額と同程度で推移するものと推計。 ● 特別交付税は、令和7年度決算見込額と同程度で推移するものと推計。
	分担金及び負担金	● 令和7年度決算見込額と同程度で推移するものと推計。
	使用料及び手数料	● 令和7年度決算見込額と同程度で推移するものと推計。
	国庫・県支出金	● 普通建設事業費に係る支出金は、実施計画(3か年推進計画)等に基づき推計。 ● 扶助費・社会保障関係繰出金(国保等)に係る支出金は、歳出見込みに基づき推計。
	繰入金	● 普通建設事業に係る各種基金の活用や収支不足を補うための財政調整基金の繰入等を見込み推計。
	市債	● 実施計画等に基づき推計。 ● 臨時財政対策債は、国の令和7年度地方財政計画に基づき発行なしで推計。
	その他	● 財産収入、寄附金、繰越金、諸収入は、近年の動向を踏まえて推計。
歳出	人件費	● 令和7年度決算見込額を基に、国の賃金上昇率(過去投影ケース)を参考に推計。 ● 地方公務員定年の年齢引き上げに伴う影響を加味して推計。
	扶助費	● 令和7年度決算見込額を基に、各事業ごとの対象者数等を見込み推計。
	公債費	● 令和7年度以降の借入れは、借入利率を2.0%として推計。
	物件費	● 令和7年度決算見込額を基に、国の試算による名目経済成長率(過去投影ケース)を参考に推計。
	維持補修費	● 令和7年度決算見込額と同程度で推移するものと推計。
	補助費等	● 一部事務組合への負担金や企業会計への補助金は、各組合・会計の事業計画を勘案し推計。 ● その他は、令和7年度決算見込額と同程度で推移するものと推計。
	繰出金	● 各会計(国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計)の事業計画を勘案し推計。
	投資的経費	● 実施計画等に基づき推計。
	その他	● 令和7年度決算見込額と同程度で推移するものと推計。

3. 財政見通し(2026年度～2030年度)

＞ 歳入

(単位:百万円)

区分	年度	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
市税		16,287	16,356	16,442	16,551	16,308
地方譲与税		416	416	416	416	416
交付金		3,485	3,511	3,534	3,557	3,581
地方交付税		3,440	3,640	3,660	3,690	3,900
分担金及び負担金		155	155	155	155	155
使用料及び手数料		220	220	270	270	270
国庫支出金		7,358	7,847	8,512	7,998	8,027
県支出金		3,270	3,400	3,290	3,238	3,303
繰入金		264	386	163	72	110
市債		2,485	2,242	2,998	2,575	2,575
その他		3,253	3,253	3,253	3,253	3,253
合計		40,633	41,426	42,693	41,775	41,898

＞ 歳出

(単位:百万円)

区分	年度	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
人件費		5,940	5,698	5,814	5,722	5,967
扶助費		9,668	9,700	9,730	9,762	9,797
公債費		2,814	3,072	3,151	3,243	3,353
義務的経費計		18,422	18,470	18,695	18,727	19,117
物件費		7,060	7,017	6,972	6,927	6,882
維持補修費		277	275	273	271	269
補助費等		8,397	8,781	8,174	8,051	8,004
繰出金		1,732	1,772	1,820	1,859	1,917
投資的経費		4,476	4,628	6,408	5,171	5,171
その他の経費		269	483	351	769	538
合計		40,633	41,426	42,693	41,775	41,898

＞ 健全財政確保のための目標

区分	年度	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
目標1: 経常収支比率 92%未満(単位:%)		94.4	94.3	92.8	92.0	92.6
目標2: 基金残高 20 億円以上(単位:億円)		18.8	15.6	14.9	18.0	20.7
目標3: 実質的なプライマリーバランス 黒字を維持		期間中概ね黒字を維持する見込み				
目標4: 実質単年度収支 2年連続で赤字にしない		赤字			黒字	

3. 将来都市構造

将来都市構造は、都市の将来ビジョンを空間的に示すものです。

大都市圏や近隣市町との連携の確保と、これまでのまちが形成された歴史を継承しつつ、様々な変化に適応していくことができる都市構造を、拠点(点)、ネットワーク(線)、ゾーン(面)の3つの要素で「将来都市構造図」として描き、将来の都市の骨格的な姿を示します。

将来都市構造図

拠点

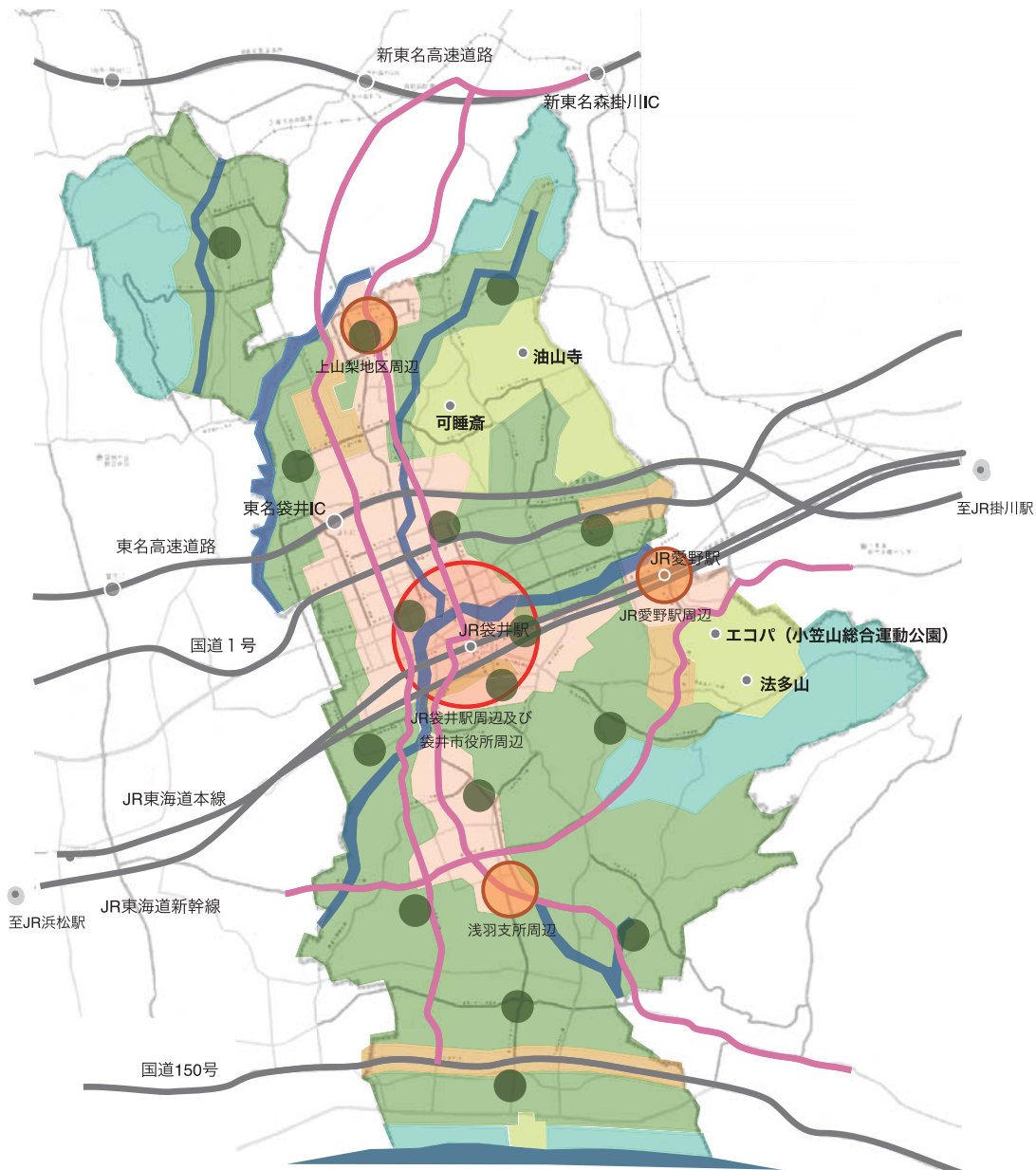
- 中心拠点
- 地域拠点
- コミュニティ拠点

ネットワーク

- 広域連携交通
- 近隣連携交通

ゾーン

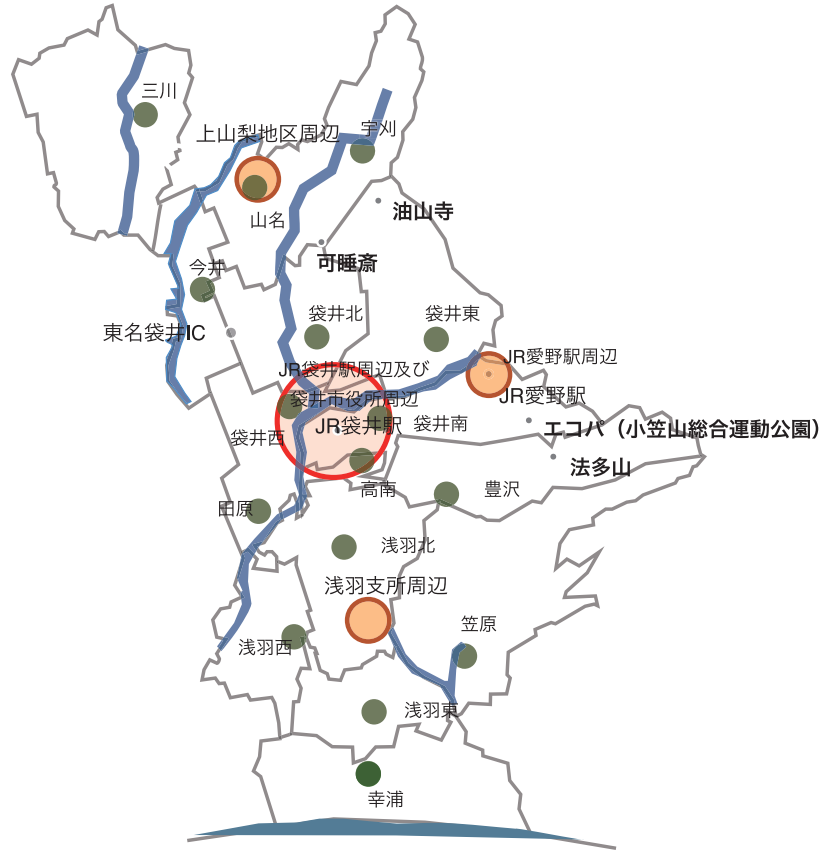
- 市街地ゾーン
- 農地共生ゾーン
- 活力創出ゾーン
- 緑地環境ゾーン
- にぎわい交流ゾーン
- 水辺環境ゾーン



拠点

都市機能の誘導と集積、交通結節点としての機能、地域づくりの核として、多様な人々の生活や活動の中心となる「点」

市全体の活動の中心として、行政機能や医療、福祉、商業、子育て支援施設などの都市機能を集積する「中心拠点」、地域の特性に応じた都市機能を集積する「地域拠点」、日常生活に必要なサービスや地域コミュニティを維持するための「コミュニティ拠点」を位置づけます。中心拠点は、地域拠点及びコミュニティ拠点を、地域拠点はコミュニティ拠点の都市機能を補完します。



中心拠点

国道1号やJR東海道本線などの東西の交通によって形成され、南北の生活的な交通と融合したJR袋井駅周辺及び袋井市役所周辺を中心拠点として位置づけます。

地域拠点

南北の生活の要衝として発展した上山梨地区周辺、浅羽支所周辺、また駅によって新たな活力や交流を生み出していくJR愛野駅周辺を地域拠点として位置づけます。

コミュニティ拠点

明治22年に誕生した14町村を起源とするコミュニティで、コミュニティセンターなどの地域活動の拠点となる施設がある場所をコミュニティ拠点として位置づけます。

ネットワーク

都市間・拠点間の交流促進や機能連携を強めるネットワークを形成する道路、公共交通などの「線」

これまでの広域的な連携を確保するとともに、新たな人流や物流の促進により活力の創出を図るため、首都圏、中京圏、近畿圏などの大都市圏をつなぐ「広域連携交通」、磐田、掛川、森町などの近隣市町をつなぐ「近隣連携交通」を位置づけます。

また、市内の拠点が連携して一体的なまちづくりを進めるため、拠点間をネットワークでつなぎます。



広域連携交通

大都市圏との広域的な連携として、東海道を前身として東西をつなぐ国道1号、東名高速道路、新東名高速道路、JR東海新幹線、JR東海道本線、国道150号を広域連携交通として位置づけます。

近隣連携交通

基幹交通の軸となっている県道袋井春野線、県道袋井大須賀線、新東名森掛川IC～東名袋井IC～国道150号を繋ぎ、新たな人流と物流を生み出す(都)森町袋井インター通り線、JR愛野駅や小笠山総合運動公園エコパと、磐田市や掛川市との連携を強化する県道磐田掛川線を近隣連携交通として位置づけます。

ゾーン

拠点やネットワーク、地域特性などを踏まえて都市全体として効率的な土地利用を形成するための「面」

市域を囲む台地・丘陵地や河川、海岸などの地形、平坦な地形を活用した農地を基礎として街道沿いに市街地が発展したこれまでの成り立ちや観光資源などを踏まえ、コンパクトな市街地、自然、農地、景観の保全、観光資源の活用や新たな活力の創出など、効率的で適正な土地利用を図るための方針をゾーンとして位置づけます。



市街地ゾーン

コンパクトなまちを維持していくため、中心拠点と地域拠点、またそれぞれの拠点間の県道袋井春野線、県道袋井大須賀線沿いで住宅、商業、工業などの土地利用の誘導を図っていくエリアを市街地ゾーンとして位置づけます。

活力創出ゾーン

拠点や交通ネットワークによる交通の利便性などの優位性を活かして、新たな活力を生み出すことを目指すエリアを活力創出ゾーンとして位置づけます。

にぎわい交流ゾーン

歴史的背景を持ち多くの観光客が訪れる遠州三山、グローバルな交流がされている小笠山総合運動公園エコパ、浅羽海岸、防潮堤、スポーツ施設などの地域資源を活用したうみてらすDORIなど、にぎわいや交流を促進していくエリアをにぎわい交流ゾーンとして位置づけます。

農地共生ゾーン

生産基盤が整備され、保水や水源涵養等の公益的な機能を有する優れた農地の保全とともに、魅力的な農の風景の中で健康的でゆとりある居住地を維持していくエリアを農地共生ゾーンとして位置づけます。

緑地環境ゾーン

磐田原台地、宇刈北部丘陵、小笠山丘陵で、自然環境とともにまちの背景となる丘陵地や稜線、浅羽海岸で希少な動植物の生息、生育環境を保全し、自然が持つ魅力や多様な機能を活用していくエリアを緑地環境ゾーンとして位置づけます。

水辺環境ゾーン

太田川、原野谷川などの河川や浅羽海岸で、丘陵地や農地と一体となった特徴ある景観の形成や水辺空間の保全と活用を図っていくエリアを水辺環境ゾーンとして位置づけます。